

壱岐市農業委員会定例会（令和5年9月） 議事録

- | | |
|----------|--|
| 1. 開催日時 | 令和5年9月27日（水）午前9時 |
| 2. 開催場所 | 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室 |
| 3. 出席委員 | ・・・・農業委員会長 外 農業委員 16名 |
| 4. 欠席委員 | ・番・・委員 ・・番・・委員 |
| 5. 事務局職員 | 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・ |
| 6. 議事日程 | 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
第2. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について |

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年9月の農業委員会の総会を開会致します。本日は、・番・・委員さん、・・番・・委員さん欠席の届け出が出ております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第41号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が7件あがっております。全て個人でありますので「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業によ

る取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、5件贈与で2件が売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

31番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字永田 ・・・番・ 地目 畑 面積 176m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 0 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し農業経営を開始する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、野菜の作付けです。

農機具は、管理機を所有されてあります。

農作業歴は本人0年です。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい

議長 はい、・番・・委員

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。事務局の説明通り9月19日に事務局と申請人・・さんのお父さんと現地確認を行いました。

高齢である譲渡人の希望により、譲渡人所有の住宅などの不動産を譲り受けたことになったということで、その不動産の1つであるこの場所はですね郷ノ浦新道の・・・さんの上の方にある永田触の住宅地にある小さな農地であります、機械が入るのもなかなか難しい狭いところであります。周辺農地は、農地という農地はありません。住宅の中にポツとある農地でありますので、周りには何ら問題はないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号31番は決定します。
続きまして、32番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

32番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字石垣 ・・・番・ 地目 畑 面積 467m²

同じく ・・・番・ 地目 畑 面積 898m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 0m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け、農業経営を開始するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況については、野菜、果樹の作付けです。

農機具は、トラクター、草刈機、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人、妻とも5年です。通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜・果樹を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい

議長 はい、・番・・委員

・・委員 続きまして、説明したいと思います。これも9月の19日に事務局とご本人さんと立会いを致しました。この申請農地は、・・・さんの信号のある所の前の一放下りたところの土地、申請地であります。・・さんは、譲渡人の許可を得て、既に芋や野菜を作付けておられます。周辺は除草作業等をされて、きれいに整地をされておられました。ですので、何らと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号32番は決定します。

続きまして、33番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

33番 土地の所在

郷ノ浦町平人触 字宮ノ前 ・・・番・ 地目 田 面積 2740m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ······

経営地面積は 畑が 1359m²です。

申請理由

譲渡人 島外に転出するため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻、野菜の作付けです。

農機具は、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人、妻とも 55 年です。通作距離については、200m 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、ブロッコリーを作付る計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月 20 日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明通りで 9 月 20 日に譲受人の・・さんと現地確認を行いました。

譲渡人の・・・さんが、農業をやめて島外に転出することになったので、父親である・・・さんに当該農地を譲り渡すというものです。農地には、ブロッコリーを栽培する予定だそうです。今回、親への贈与という非常に稀なケースではございますが、島外転出ということでやむを得ないと思われます。

皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第 41 号 33 番は決定します。続きまして、34 番の説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願いします。

34 番 土地の所在

芦辺町国分東触 字古木 ···· 番 · 地目 畑 面積 138m²

譲渡人 ······

譲受人 ······

経営地面積は、田が 4568m²、畑 2208m²、計 6776m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況については、水稻・野菜等の作付けです。

農機具は、耕運機を所有されてあります。

農作業歴は本人3年、母が35年です。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜等を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月20日に・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、9月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、高齢であるため、実家付近にある自己所有の休耕地を知人の・・さんに譲り渡すというものです。・・さんは、玉ネギを作付ることです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号34番は決定します。

続きまして、35番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

35番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 ふかたに 字深谷 番地 目地 畑面積 2074m²

同じく 番地 目地 畑面積 604m²

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が2188m²、畠が9786m²、計11974m²です。

申請理由

譲渡人 高齢のため後継者に生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況については、水稻・野菜等の作付けです。

農機具は、耕運機を所有されてあります。

農作業歴は本人3年、母が35年です。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、野菜等を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月20日に・・委員さんと譲受人の母親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番・・委員。

・・委員　　皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り9月20日に現地を確認致しました。

農地のお孫さんへの贈与であり、大豆を作付るということでありますので、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号35番は決定します。

続きまして、36番の説明を求めます。

事務局　　はい、3頁をお願い致します。

36番　土地の所在

石田町本村触　字丸尾　・・・番・　地目　畠　面積　348m²

譲渡人　・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・

経営地面積は　0m²です。

申請理由

譲渡人　譲受人の要望により譲渡する。

譲受人　受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については、野菜、果樹等の作付けです。

農機具は、耕運機、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人、妻とも0年です。通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜等を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、9月20日に現地確認を致しました。

譲受人である川岸さんは、既にブルーベリーやびわ、サクランボなどの果樹を植えてあります。このたびの面積要件の撤廃を受けて取得するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号36番は決定します。

続きまして、37番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。

37番 土地の所在

石田町石田西触	字杓子松	しゃくしまつ	・・・・番	・	地目	畠	面積	227m ²
同じく			・・・・番	・	地目	畠	面積	243m ²
同じく			・・・・番	・	地目	畠	面積	109m ²
同じく			・・・・番	・	地目	畠	面積	351m ²
石田町池田仲触	字尾崎		・・・・番	・	地目	畠	面積	162m ²
譲渡人			・・・・・・・・					
譲受人			・・・・・・・・					

経営地面積は 畠が1092m²です。

申請理由

譲渡人 高齢のため後継者に生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については、野菜、果樹等の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、モアードを所有されてあります。

農作業歴は本人30年、父母とも50年です。通作距離については、2km程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜等を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。立会いについては、譲受人の都合が悪かったため・・委員さんが前もって状況を本人に確認されました。9月20日に・・委員さんとの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り9月20日に現地を確認致しました。

農地の親から子への生前贈与であり、野菜や柿、ビワ、梅などの果樹を植えています。何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号36番は、決定します。続きまして、議案第42号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いします。

議案第42号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

16番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字戸田 ・・・番・ 地目 田 面積 344m²

同じく ・・・番・ 地目 田 面積 237m²

転用目的 事務所兼倉庫用地及び駐車場用地

賃貸人 ・・・・・・・・

賃借人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地を借り受け、事務所兼倉庫及び駐車場を建設し、・・・・・・
・・・・・・・・へ貸し出すために申請します。

というものです。

農振農用地区域外の農地で、農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断致しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。9月20日に・・委員さんと
譲渡人の・・・・・・・・の立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

現在、・・・・・・・・が賃貸契約をしている事務所が老朽化しているため、新たに立地や利便性の良い場所に事務所を建てることになったそうです。また、・・・・・・・・に確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地には、影響はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第42号16番は、意見を付して進達いたします。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 10月の定例会の日程 → 令和5年10月25日(水) 午前9時～
- ② 農業委員会視察研修について

③ 農業者年金加入推進記録簿について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。